

見舞金の給付基準

1級	死亡の場合	100,000円	
		入院治療	通院治療
2級	3週間以上治療を要する傷害	10,000円	
3級	5日以上3週間未満治療を要する傷害 (施設長の証明のみ)	5,000円	

※ 1件の傷病について1回の給付とする。

※ 1級（様式第1号を使用）

※ 2級（様式第2号・様式第3号を使用）

※ 3級（様式第2号を使用）

※ 期間算定は、災害発生日からとする。

自然災害による被害	100,000円
-----------	----------

※ 修繕に掛かる費用が200,000円以上の場合を対象とする。

※ 「自然災害による被害」（様式第4号を使用）